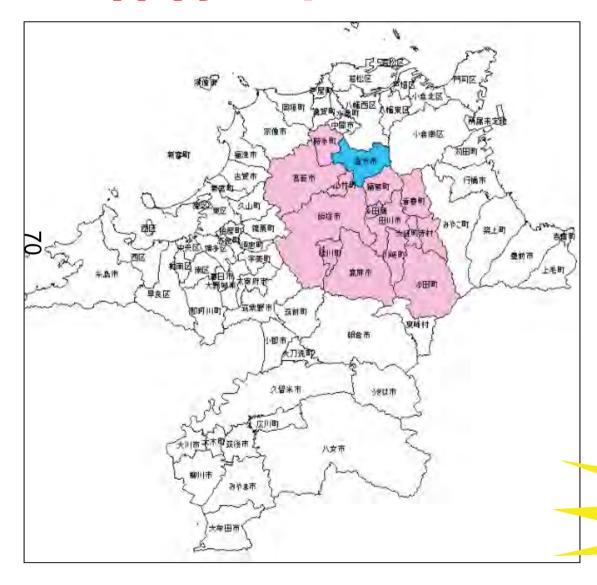
提案番号300 一時預かり事業に係る 人員配置要件の見直し

平成29年7月12日(水)

福岡県直方市

| . 提案の背景①

〇保育士不足



福岡県内の保育士の求人賃金・求人倍率

保育士等 フルタイム

	求人賃金	求職者希望實金	有効求人倍率
福岡地域	182,611~213,908	183,350	1.75
北九州地域	178,320~221,688	178,472	2.19
筑豊地域	168,648~196,402	180,000	3.38
南部地域	166,385~196,435	173,509	1.58

(円/月)

(円/月)

保育士等 パート

	求人賃金	求職者希望賃金	有効求人倍率
福岡地域	903 ~ 1,004	902	2.12
北九州地域	946 ~ 1,019	901	1.05
筑豊地域	938 ~ 1,019	921	3.15
南部地域	914 ~ 985	883	1.45

(円/時)

(円/時)

29.5月

保育士資格者の多くは、賃金や労働条件 の良い両政令市(福岡市・北九州市)に就職 することが多い。

> 他地域に比べ、賃金が低く、 保育士の確保が困難

し、提案の背景②

○国基準の一時預かり事業を実施できていない



保育士1名による市独自の一時預かり事業を実施

市独自の一時預かり事業の実施状況(年間実績)

⇒平成22年度 4保育園 一日利用341 半日利用 57 合計 398

平成23年度 3保育園 一日利用119 半日利用 76 合計 195

平成24年度 2保育園 一日利用82 半日利用 21 合計 103

平成25年度 1保育園 一日利用18 半日利用 8 合計 26

平成26年 1保育園 述べ37件(1日:28件 半日:9件) 合計37

平成27年 1保育園 述べ47件(1日:41件 半日:6件) 合計47

平成28年 1保育園 述べ20件(1日:11件 半日:6件) 合計2

保育士が確保できず、市独自の一時預かりでも 受け入れを断った事例が生じている

(述べ人数)

||. 地域における課題

○ 一時預かり事業のニーズ

一時預かり事業の需要

平成25年11月、子ども・子育て支援全般についてのアンケートを国の調査要領に基づき、就学前児童(O~5歳)、小学生のいる全世帯に実施。(有効回答率 就学前児童のいる世帯57.3% 小学生のいる世帯54.2%)

- 年間延べ利用希望数 480名
- ・就職面接、つわり、親の介護などの理由で一時的に利用希望

ル**ク**事業し

他の事業との比較

〇ファミリーサポート事業 … 会員登録、研修受講、保育士資格者はいない

〇託児所(無認可保育所) ... 保育士は一人、シルバー人材センターが事業者

←「一時間600円×利用した時間」の費用が掛かるため、一日(8時間)となると、保護者の負担が大きい。

※ 一時預かりは、一日2,000円、半日1,000円

突発的な一時預かり事業の二一ズに応える必要あり

〇保育所の加配保育士について

チーム保育推進加算とは・・・

保育所で必要保育士数を超えて保育士を配置した場合に公定価格に対し加算される。

〇加算の趣旨

73

- ・チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての 保育の質の向上を図る。
- ・厚い人員配置の下、キャリアアップの体制を整備した保育所を支援し、キャリアに応じた賃金改善が図られ、保育士が長く働くことの出来る環境の整備を促進する。

〇加算の概要

- ・以下の場合に1名分の保育士人件費相当分を加算。
 - ① 必要保育士数(公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数) を超えて保育士を配置
 - ② チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築
 - ③ 職員の平均勤続年数が15年以上
 - ④ 加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること

〇保育士確保が困難な中で、加配保育士 を一時預かり事業に配置できない理由

- ・加配している保育士を、需要が突発的で、一時的な一時 預かり事業の配置とすると、保育所で加算ができなくなるため、事業者にとって一時預かり事業を実施するインセンティ ブが低い。
 - ・保育所にとって、一時預かりの需要量が少ない中では、 チーム保育推進加算や主任保育士加算等の保育士を配置 する方が効率的な配置ができる。

〇二一ズ量と保育所数のバランス

市内には14の保育所があり、一時預かり事業の推計 ニーズは述べ480名となっている。これを基に、一保 育所あたりの一時預かり事業の年間利用者数を算出 すると、延べ35~40名となる。

一時預かり事業のために、専用室や専任保育士を確保しておくことは経営上困難であり、保育所の現状に合わせた形でないと一時預かり事業が実施できない。

〇市内に地域型保育の事業者がない

地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)がない



家庭的保育者研修修了者はほとんどいない

76

〇子育て支援員研修(地域型保育コース) 修了者が少ない



〇子育て支援員研修(地域型保育コース) 修了者がいない

- ・市内では、子育て支援員研修(地域型保育コース)の受講者はいない。
- 。現場では、保育補助者も不足しているので、時間と費用が掛 かる「子育て支援員研修(地域型保育コース)」を受けに行かせ るインセンティブが働かない。

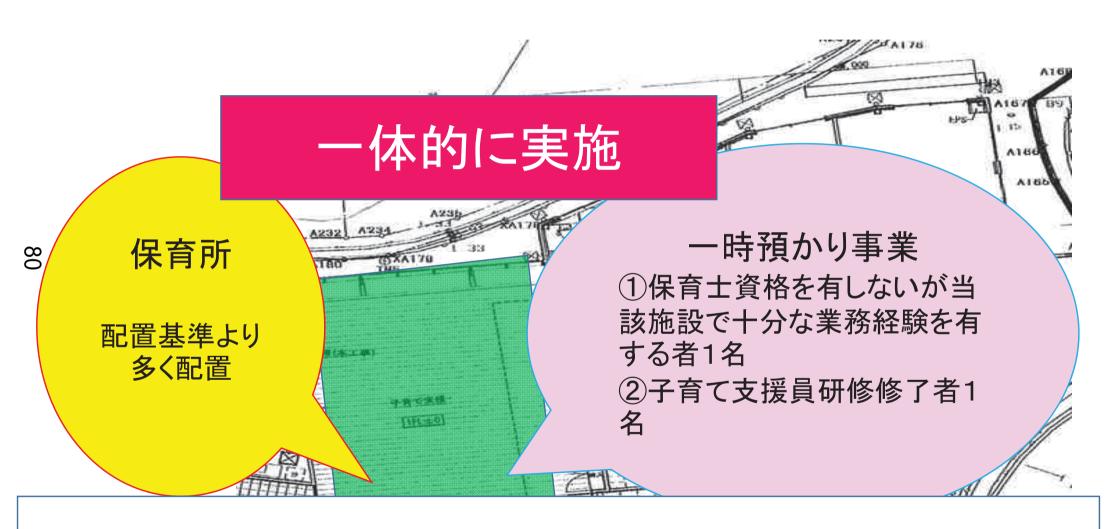
子育て安心プランでは、保育補助者から保育士になるための雇上げ支援策が掲げられているが、保育補助者が一時預かり事業でも活躍できるようにすることで、保育現場で働く保育士の確保を図りたい。

Ⅳ. 提案内容

保育所等と一体的に一時預かり事業を実施し、当該保育所等の職員の配置が加配(配置基準より多く配置)されており、その支援を受けられる場合で、利用児童数が少ない場合に、下記①又は②の人員配置で一時預かり事業を実施できるよう求める。

- ①保育士資格を有しないが当該施設で十分な業務 経験を有する者1名
- ②子育て支援研修修了者1名

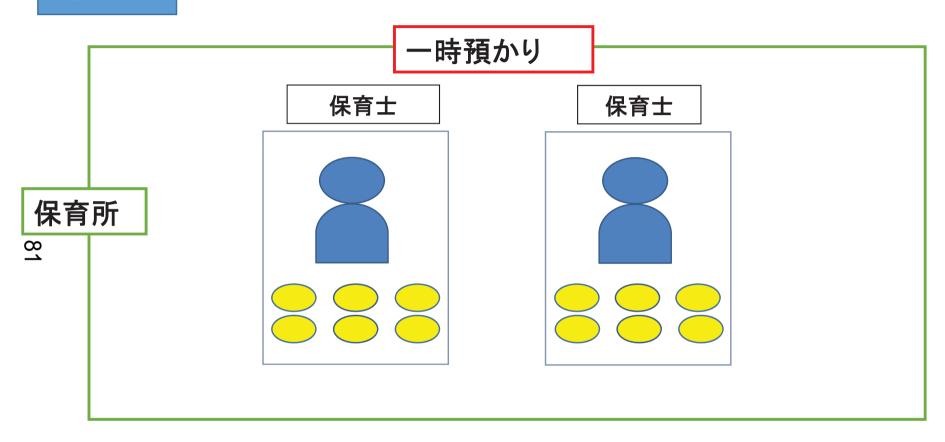
V.提案実現後



現在の保育所の事業スキームでも、突発的、一時的な一時預かり保育に対応できる。

く参考>

原則



保育士は最低2人必要

く参考>

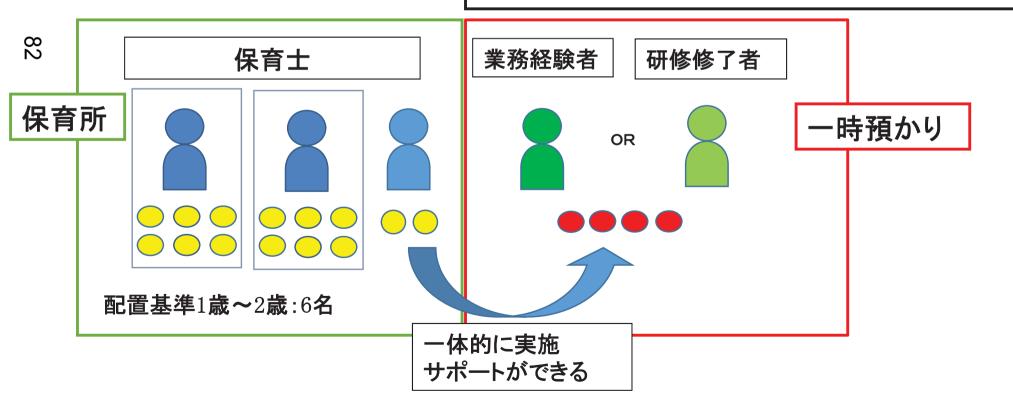
〇国、福岡県が実施している保育士配置の特例(※)等を、一時預かり事業に適用する。

特例

※参考(すでに規制緩和済)

朝夕の保育士配置要件については、保育士1名に代え、下記の①~③ の保育士資格を有しない一定の者を配置できることとした。現行で一時 預かり事業を実施する際には③のみ保育士とみなすことができる。

- ①保育士資格を有しないが当該施設で十分な業務経験を有するもの
- ②子育て支援員研修修了者
- ③家庭的保育者:下記の研修修了者
 - →基礎研修:21時間+2日以上
 - →認定研修:88時間



○一時預かり事業における現行の人員配置と支障

- 1十分な業務経験を有するもの
 - ⇒家庭的保育者としての実務経験者がいない

②子育て支援員研修修了者 ⇒子育て支援員研修(地域保育コース(地域型保育))修了者がいない

- 3家庭的保育者
 - ⇒家庭的保育者研修修了者がいない

VI. 質の確保策

- 〇保育所等との連携体制
- 〇緊急時対応策の確保

- 〇利用人数の制限
- 〇代替職員の手厚い配置
 - (1:1で配置)
- 〇保育実務経験者の配置